



**第三条** 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対しても、適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第二章 療養介護**

（基本方針）

**第四条** 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれてる環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

**第五条** 療養介護の事業を行なう者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

**第六条** 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

**第七条** 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

（非常災害対策）

**第八条** 療養介護事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的な計画並びに通報体制及び連携体制は、施

設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 療養介護事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 療養介護事業者は、災害時に他の障害福祉サービス事業を行なう者等から職員派遣、事業所利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

**第九条** 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

（記録の整備）

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

（規模）

**第十条** 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

（設備）

**第十二条** 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置）

**第十三条** 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 管理者

二 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

三 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以

上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれていたり、療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

五 サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規定で定めるものをいう。以下同じ。） 療養介護事業所ごとに、又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ又は口に掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の療養介護の単位は、療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

4 第一項に規定する療養介護事業所の職員（同項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（心身の状況等の把握）

第十三条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第十四条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービ

ス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対しても

切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十五条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行ひ、その同意を得なければならない。

（療養介護の取扱方針）

第十六条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第十七条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、日常生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上で留意事項等を記載した

療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならない。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

11 サービス管理責任者は、前各項に規定する業務のほか、規則に定める業務を行うものとする。

（相談及び援助）

**第十八条** 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

**第十九条** 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。  
（看護及び医学的管理の下における介護）

**第二十条** 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。  
（その他のサービスの提供）

**第二十一条** 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
（緊急時等の対応）

**第二十二条** 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

**第二十三条** 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。  
（勤務体制の確保等）

**第二十四条** 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によつて療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
（定員の遵守）

**第二十五条** 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行つてはならない。

だし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第二十六条** 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第二十七条** 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

**第二十八条** 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、職員及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

(苦情解決)

**第二十九条** 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に

報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第三十条** 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第三十一条** 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(暴力団関係者の排除)

**第三十二条** 療養介護事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

**第三章 生活介護**

(基本方針)

**第三十三条** 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

**第三十四条** 生活介護の事業を行ふ者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第三十五条** 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十一条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

**第三十六条** 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

(規模)

**第三十七条** 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であつて規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

(設備)

**第三十八条** 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するることにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置)

**第三十九条** 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 管理者

二 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからニまでに定めるところによる。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（規則で定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対しても日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第四十条** 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第四十一条** 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

**第四十二条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならぬ。

4 生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第四十三条** 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消防設備の設置（工賃の支払）等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

**第四十四条** 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。（食事）

供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

(健康管理)

**第四十六条** 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

**第四十七条** 職員は、現に生活介護の提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

**第四十八条** 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第四十九条** 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

**第五十条** 第八条（第三項後段を除く。）、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十三條から第二十五条まで及び第二十七条から第三十二条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護

**第四十五条** 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提

「計画」と読み替えるものとする。

#### 第四章 自立訓練（機能訓練） (基本方針)

**第五十一条** 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対し、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  
(職員の配置)

**第五十二条** 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

##### 一 管理者 一

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからニまでに定めるところによる。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ニ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上  
ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合

は、推定数による。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）、第二項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

9 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

##### (訓練)

**第五十三条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対する訓練を受けさせてはならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。  
(地域生活への移行のための支援)

**第五十四条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十三条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行なう者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

**第五十五条** 第八条（第三項後段を除く。）、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

## 第五章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

**第五十六条** 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）

は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であつて規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行規則第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができるものでなければならない。

（設備）

**第五十八条** 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができの場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことが

できる。

前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、居室の基準は次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

一 一の居室の定員は、一人とすること。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

4 前項に規定するもののほか、宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の居室及び浴室の基準は規則で定める。

5 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならぬ。

い。

6 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物について規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

（職員の配置）

**第五十九条** 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 管理者 一

二 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者  
ロ 宿泊型自立訓練の利用者

三 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上

四 サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる利用者

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第二号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の总数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）及び第二項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

**第六十条** 第八条（宿泊型自立訓練の事業以外の自立訓練（生活訓練）の事業にあつては、第三項後段を除く。）、第九条 第十三条から第十八条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項」であるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計

画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

## 第六章 就労移行支援

### （基本方針）

**第六十一条** 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、施行規則第六条の九に規定する者に対し、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### （認定就労移行支援事業所の設備）

**第六十二条** 第六十九条において準用する第三十八条の規定にかかるわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

### （職員の配置）

**第六十三条** 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

#### 一 管理者 一

#### 二 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。

イ 職業指導員及び生活支援員の总数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

四 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端

数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならぬ。

6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。  
第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第六十四条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 管理者 一

二 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下のとき 一以上  
ロ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端

数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

（実習の実施）

第六十五条 就労移行支援事業者は、利用者が第六十九条において準用する第十七条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第六十六条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第六十七条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第六十八条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（準用）

第六十九条 第八条（第三項後段を除く。）、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十

三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就

労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、

第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

（基本方針）

第七十条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十一第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供

するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

**第七十一条** 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に二年以上從事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

(規模)

**第七十二条** 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。

2 就労継続支援A型事業者が第七十七条第二項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受ける利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における第七十七条第二項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受ける利用者に係る利用定員は、九及び当該就労継続支援A型事業所の利用定員の百分の五十を超えてはならない。

(設備)

**第七十三条** 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的浴室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就効継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置)

**第七十四条** 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 管理者 一

二 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに定めるところによる。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる利用者の数を増すことにより得た数以上

イ 利用者の数が六十を超えるとき 一以上

ロ 利用者の数が六十以下のとき 一以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就効継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就効継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就効継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就効継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第七十五条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができるものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(実施主体)

**第七十六条** 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就効継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就効継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

**第七十七条** 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型）により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対しても雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

#### （就労）

**第七十八条** 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならぬ。

（賃金及び工賃）

**第七十九条** 就労継続支援A型事業者は、第七十七条第一項に規定する利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第七十七条第二項の規定により雇用契約を締結せずに就労継続支援A型の提供を受ける利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。

#### （実習の実施）

**第八十条** 就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十四条において準用する第十七条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

**第八十一条** 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が

行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

#### （職場への定着のための支援等の実施）

**第八十二条** 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

**第八十三条** 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、規則で定める数を超えて雇用してはならない。

#### （準用）

**第八十四条** 第八条（第三項後段を除く。）、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

#### （第八章 就労継続支援B型 （基本方針）

**第八十五条** 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### （工賃の支払等）

**第八十六条** 就労継続支援B型の事業を行なう者（以下「就労継続支援B型事業者」といいう。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回つてはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援

するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（準用）

**第八十七条** 第八条（第三項後段を除く。）、第九条、第十三条から第十八条まで、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十一条、第七十三条から第七十五条まで及び第八十条から第八十二条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは「第八十七条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 第九章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

**第八十八条** 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号。以下「指定通所支援事業基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援事業基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援事業基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行なう事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応

じ、当該各号に掲げる人数とすることができます。

一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 六人以上

二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上とする。

三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 十人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行なう場合にあっては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行なう全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行なう多機能型児童発達支援事業等を一体的に行なう場合にあっては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行なう全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 離島その他の地域であつて規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用する事が困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とることができる。

（職員の員数等の特例）

**第八十九条** 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行なう場合にあっては、当該事業を行なう事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十三条第五項及び第六項並びに第七十四条第五項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行なう場合にあっては、指定通所支援事業

基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援事業基準条例第六条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤にすれば足りる。

## 2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び

第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十三条第一項第四号及び第七項並びに第七十四条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち規則で定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は常勤でなければならない。

### 一 利用者の数の合計が六十以下のとき 一以上

二 利用者の数の合計が六十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十

又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上  
前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができるところとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号ニ並びに第七項、第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号並びに第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号並びに第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数とされる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者  
二 就労継続支援B型の利用者  
(設備の特例)

**第九十条** 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を來さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

## 第十章 雜則

### （委任）

**第九十一条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

## 附 則

### （施行期日）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### 1 (生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

当分の間、第一号の規則で定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一 次のイからハまでに掲げる利用者（規則で定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の規則で定める者である利用者の数を十で除した数

三 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の同項の利用者の数は、推定数による。

### （宿泊型自立訓練に関する経過措置）

4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる通所施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十二条の六に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」）

という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十二条第一号に規定する知的障害者人所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第二十二条の八に規定する知的障害者通勤寮についての第五十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一人とすること」とあらは、「一人とすること。ただし、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。）については二人以下と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者援護施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については四人以下とすることができる」と、同項第二号中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル以上とする」とあるのは「七・四三平方メートル以上とすること。ただし、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については四・四平方メートル以上と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者援護施設及び指定知的障害者通勤寮については六・六平方メートル以上とすることができる」とする。

5 旧知的障害者援護施設最低基準附則第四条の適用を受ける知的障害者通勤寮についての第五十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同項第二号中「七・四三平方メートル」とあるのは「一人当たり三・三平方メートル」とする。

（規模に関する経過措置等）

6 次の各号に掲げる者が法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同項に規定する精神障害者社会復帰施設又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をできることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（第三号において「身体障害者更生援護施設等」という。）に併設して引き続き生活介護・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第三十七条（第五十五条、第六十九条及び第八十七条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項の規定にかかる生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所又は就労継続支援B

型事業所（当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第三十七条ただし書及び第五十七条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）の利用定員は、十人以上とすることができます。

一 平成十八年十月一日前から法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスの事業を行っている者

二 平成十八年十月一日前から旧精神保健福祉法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行っている者

三 身体障害者更生援護施設等（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第三百二十号）第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第一条第一号に規定する身体障害者授産施設、同条第二号に規定する知的障害者授産施設又は同条第四号に規定する精神障害者授産施設に限る。）を経営する事業を行っていた者

7 法第五条第二十六項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいふ。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年二月三十日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第三十七条（第五十五条、第六十九条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第八十八条第四項の適用については、これらの規定中「離島その他の地域であつて規則で定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

（就労継続支援A型に関する経過措置）

8 平成十八年十月一日前から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をできることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち規則で定めるもの、精神障害者授産施設のうち規則で定めるもの又は知的障害者授産施設のうち規則で定めるもの（これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において就労継続支援A型を行う場合には、第八十三条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

とされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設、法附則第四十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福

祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は知的障害者更生施設、

知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、平成十八年十月一日に基本的な設備が完成していたものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条及び第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十三条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

10 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行なう場合において、平成十八年十月一日前から存する分場（整備省令による改正前の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者援護施設最低基準第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場をい、これらの施設のうち、同日に基本的な設備が完成していたものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この項において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第四十条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条、第六十条及び第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第七十五条第二項及び第三項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

~~~~~

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

## 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

**第二条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本方針）

**第三条** 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創造的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行なうものでなければならない。

**3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行なう者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。**

**4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。**

（運営規程）

**第四条** 地域活動支援センターは、規則で定める施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

とともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等その他関係者の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 地域活動支援センターは、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

第六条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した都度、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

#### (記録の整備)

第七条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

第八条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

#### (設備)

第九条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所  
二 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。

二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第十一条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一

二 指導員 二以上

2 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十二条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

#### (利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十三条 地域活動支援センターが利用者等に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者等に支払を求めることが適當である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

#### (生産活動)

第十四条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

一 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

**第十五条** 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第十六条** 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

**第十七条** 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(苦情解決)

**第十八条** 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限（事故発生時の対応）

**第十九条** 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団関係者の排除)

**第二十条** 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

(委任)

**第二十一条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第六十六号

## 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
(基本方針)

**第三条** 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連

携に努めなければならない。

**第四条** 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （構造設備）

**第五条** 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

**第六条** 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

**第七条** 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての建物について規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

#### （運営規程）

**第五条** 福祉ホームは、規則で定める施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

#### （非常災害対策）

**第六条** 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを利用者に周知しなければならない。

**2** 前項の規定により策定し、又は整備した具体的な計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

**3** 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

**4** 福祉ホームは、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

**5** 福祉ホームは、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）  
らない。

**第七条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスを提供した都度、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

#### （記録の整備）

**第八条** 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

#### （規模）

**第九条** 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

#### （設備）

**第十条** 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

#### 一 居室

#### 二 浴室

#### 三 便所

#### 四 管理人室

#### 五 共用室

**2** 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。  
一 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

**2** 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

**3** 前項に規定するもののほか、福祉ホームの設備の基準は規則で定める。

**4** 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

#### （職員）

**第十二条** 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

**2** 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有す

る者でなければならぬ。

**第十二条** 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。  
(定員の遵守)

**第十三条** 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第十四条** 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第十五条** 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  
(苦情解決)

**第十六条** 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。  
4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営

適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

**(事故発生時の対応)**

**第十七条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

**(暴力団関係者の排除)**

**第十八条** 福祉ホームは、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

**(委任)**

**第十九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 平成十八年十月一日前から存する法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び

精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（これららの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）が福祉ホームを経営する事業を行つ場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第二項第二号の規定は、適用しない。

~~~~~  
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十一月二十一日

大分県報号外（条例）

大分県条例第六十七号

大分県知事 広瀬勝貞

**障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**

## 目次

**第一章 総則（第一条—第三条）****第二章 設備及び運営に関する基準（第四条—第四十五条）****第三章 雜則（第四十六条）**

## 附則

**第一章 総則**

## (趣旨)

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

**第二条** この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

三 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

## (障害者支援施設の一般原則)

**第三条** 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉

サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対しても適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必

要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第二章 設備及び運営に関する基準**

## (構造設備)

**第四条** 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造かつ平屋建ての建物について、規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

## (施設長の資格要件)

**第五条** 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

## (運営規程)

**第六条** 障害者支援施設は、規則で定める施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

## (非常災害対策)

**第七条** 障害者支援施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに

に、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 障害者支援施設は、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(記録の整備)

第八条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

(規模)

第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）

二十以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（第十一第一条第一項第五号ロに規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、十以上）

二 施設入所支援 三十以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十以上）

複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる

当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十二人以上）でなければならぬものとする。

一 生生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六以上

二 就労継続支援B型 十以上

三 施設入所支援 三十以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支

援施設にあっては、十以上）  
(設備)

第十一条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。  
一 一の居室の定員は、四人以下とすること。  
二 地階に設けないこと。  
三 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

四 寝台又はこれに代わる設備を備えること。  
五 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。  
六 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。  
七 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

3 前項に規定するもののほか、障害者支援施設の設備の基準は規則で定める。  
4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たつて支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置)

第十二条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 施設長 一

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（一から四までに定めるところによる。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。  
(イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(ii) 及び(iii)に  
(iii) 平均障害程度区分が四未満 利用者（規則で定める者を除く。(ii)及び(iii)に定める者を除く。)を除く。

おいて同じ。) の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(iv) (i)(i)の規則で定める者である利用者の数を十で除した数

(v) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(vi) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(vii) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(viii) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるもの)の数を(一)又は(二)に掲げる数

(ix) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(x) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

口 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練(機能訓練)（以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

#### 四 自立訓練(生活訓練)を行う場合

イ 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(2) サービス管理責任者(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(3) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(4) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

口 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

ハ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用

三 自立訓練(機能訓練)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(一)から(四)までに定めるところによる。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(二) 看護職員の数は、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」とす。）を提供する場合は、イ及びロに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

二 イ(1)及びロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

## 五 就労移行支援を行う場合

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三)までに定めるところによる。

(-) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

(3) サービス管理責任者 (一又は二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(-) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(-) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イの規定にかかるわらず、認定障害者支援施設（あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設をいう。）が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三)までに定めるところによる。

(-) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一又は二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(-) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(-) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(-) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

一以上

(2) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

## 六 就労継続支援B型を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 (一から三)までに定めるところによる。

(-) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(2) 職業指導員の数は、一以上とする。

(3) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一又は二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(-) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(-) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

## 七 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一又は二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一又は二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は規則で定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(-) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(-) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(-) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(-) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はそ

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、同項の利用者の数は推定数とする。

3 第一項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

**第十二条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ（ロ1に係る部分を除く。）及びニ並びに第六号ロの規定にかかるらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上を常勤とすることで足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ(3)及びホ、第三号イ(2)及びヘ、第四号イ(2)及びホ、第五号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第六号イ(2)及びハの規定にかかるらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち規則で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、当該サービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

一 利用者の数の合計が六十以下のとき 一以上  
 二 利用者の数の合計が六十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上  
 （従たる事業所を設置する場合における特例）

**第十三条** 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において

「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行なう事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができるものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第十四条** 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第十五条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

**第十六条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

**第十七条** 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求める能够の者は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつ

て、当該利用者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対しても説明を行い、その同意を得なければならない。

#### (施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十八条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十九条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。

医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

#### 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならない。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

11 サービス管理責任者は、前各項に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとついて準用する。

#### (相談等)

第二十条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

#### （介護）

第二十一条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならぬ。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護して利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

## （訓練）

第二十二条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を當むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

## （生産活動）

第二十三条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならぬ。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を行講じなければならない。

## （工賃の支払等）

第二十四条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

## （実習の実施）

第二十五条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

## （求職活動の支援等の実施）

第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

#### (職場への定着のための支援の実施)

**第二十七条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

#### (就職状況の報告)

**第二十八条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

#### (食事)

**第二十九条** 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならぬ。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行つとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

#### 4 調理

調理はあらかじめ作成された献立に従つて行われなければならない。

#### 5 障害者支援施設

障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるように、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について

て、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

#### (健康管理)

**第三十一条** 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

#### (緊急時等の対応)

**第三十二条** 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

#### (施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

**第三十三条** 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようになればならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

**第三十四条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定める方法により管理しなければならない。

（施設長の責務）

**第三十五条** 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他

の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

**第三十六条** 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員に

よつて施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第三十七条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第三十八条** 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第三十九条** 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第四十条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たつては、利用者又は他の

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第四十一条** 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は

その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

**第四十二条** 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに關し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第四十三条** 障害者支援施設は、その運営に当たつては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第四十四条** 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(暴力団関係者の排除)

**第四十五条** 障害者支援施設は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

**第三章 雜則**

(委任)

**第四十六条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

2

平成十八年十月一日から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第五十条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前）の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第二十二条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」とい。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十二条の八に規定する知的障害者通勤寮（以下の「知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの）を除く。以下同じ。）については、当分の間、第

十条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

3 平成十八年十月一日から存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障

害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの）を除く。以下同じ。）について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

4 (居室面積の経過措置)

平成十八年十月一日から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮又は旧身体障害者福祉法第十七条の三十二条第一項に規定する国立施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

5 平成十八年十月一日から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

6 平成十八年十月一日から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

7 平成十八年十月一日から存する身体障害者療護施設であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。



十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第百八十五条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（申請者の要件）

第三条 法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第四条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第二十八条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十一条及び第四十九条において「障害福祉サービス」という。）を行ふ者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 児童発達支援

### 第一節 基本方針

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業

は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

### （従業者の員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。

一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十以下のもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十一号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第七十三条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）一以上

二 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該

機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行ふ場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該

機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行ふ場合には、当該機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行ふ場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該

機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行ふ場合には、当該機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行ふ場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該

機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行ふ場合には、当該機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行ふ場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該

機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行ふ場合には、当該機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行ふ場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該

三 児童指導員（児童福祉施設基準条例第三十条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

四 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対しても一体的に行われるものをいう。

第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

**第七条** 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならぬ。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。

一 嘴託医 一以上

二 児童指導員及び保育士 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

三 栄養士 一以上

四 調理員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならぬ。この場合における。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上

二 機能訓練担当職員 (日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行ふために必要な数

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならぬ。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 看護師 一以上  
二 機能訓練担当職員 一以上

5 第一項第二号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項から第四項まで(第一項第一号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(管理者)

**第九条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

**第十一条** 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

**第三節 設備に関する基準**

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第十二条** 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなけれ

ばならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

- 1 指導訓練室  
イ 定員は、おおむね十人とすること。
- ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

- 2 遊戯室  
障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。
- 3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

- 4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (利用定員)

**第十二条** 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を五人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

##### (利用定員)

**第十三条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込を行つた通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。  
(契約支給量の報告等)

**第十四条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。  
3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。  
(提供拒否の禁止)

**第十五条** 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

**第十六条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行ふ者（第四十九条第一項において「障害児相談支援事業者」という。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

##### (受給資格の確認)

**第十七条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第五十一条第二項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

**第十八条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。  
(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

**第十九条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていな  
い者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付  
費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  
2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請に

ついて、必要な援助を行わなければならない。  
(心身の状況等の把握)

**第二十条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

**第二十一条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に對して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第二十二条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第二十三条** 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める能够のは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであつて、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適當である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対しても説明を行い、同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

**第二十四条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

**第二十五条** 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第二十六条** 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に對し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対する交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

**第二十七条** 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### （児童発達支援計画の作成等）

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。原案について意見を求めるものとする。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対し、文書によりその同意を得なければならない。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならぬ。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

11 児童発達支援管理責任者は、前各項に定める児童発達支援計画の作成に関する業務のほか、規則に掲げる業務を行うものとする。

#### （相談及び援助）

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならぬ。

#### （指導、訓練等）

第三十条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて指導、訓練等を行わなければならぬ。

#### い。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならぬ。

#### 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を當むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

#### 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならぬ。

5 指定児童発達支援管理責任者は、障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

6 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

#### （食事）

第三十一条 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、その献立

は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成等による児童の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業所は、食育の推進のため、責任者を設置し、食育の計画を定める等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 指定児童発達支援事業所は、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。
- （社会生活上の便宜の供与等）

- 第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### （健康管理）

- 第三十三条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

#### 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断

通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断

#### 障害児が通学する学校における健康診断

定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康

診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。  
(緊急時等の対応)

**第三十四条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行つてゐるときに障害児に病状の急変が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

#### （通所給付決定保護者に関する市町村への通知）

**第三十五条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

#### （管理者の責務）

- 第三十六条 指定児童発達支援事業所の従業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守するために必要な指揮命令を行うものとする。

#### （運営規程）

**第三十七条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程（第四十三条において「運営規程」といいう。）を定めておかなければならぬ。

#### （勤務体制の確保等）

- 第三十八条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### （定員の遵守）

**第三十九条** 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第四十条** 指定児童発達支援事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害

時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的な計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、災害時に他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第四十一条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

**第四十二条** 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(掲示)

**第四十三条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営

規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第四十四条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行つてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及

び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

**第四十五条** 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第四十六条** 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

**第四十七条** 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務

上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等をい

(障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をい)う。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第四十八条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第四十九条** 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項に

において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

#### （苦情解決）

**第五十条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に關して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

**第五十一条** 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援事業者（児童発達支援セントーである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

#### （事故発生時の対応）

**第五十二条** 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うこと

もに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### （会計の区分）

**第五十三条** 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

#### （記録の整備）

**第五十四条** 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

#### （暴力団関係者の排除）

**第五十五条** 指定児童発達支援事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

#### 第五節 基準該当通所支援に関する基準

##### （従業者の員数）

**第五十六条** 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はイイ 障害児の数が十以下のもの 二以上  
ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増

すごとに一を加えて得た数以上  
二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

#### (設備)

- 第五十七条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### (利用定員)

第五十八条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

#### (準用)

- 第五十九条 第五条、第八条及び前節（第十二条、第二十四条第二項及び第四項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。（指定生活介護事業所に関する特例）

第六十条 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第七十八条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受けた場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行った指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十九条（第二十四条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受けた障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第三章 医療型児童発達支援

#### 第一節 基本方針

第六十二条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならぬ。

- 二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児については適用しない。
- 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### (指定通所介護事業所に関する特例)

## (従業者の員数)

**第六十三条** 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者同法に規定する診療所として必要とされる数

二 児童指導員 一以上

三 保育士 一以上

四 看護師 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第一項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

## (準用)

**第六十四条** 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

## 第三節 設備に関する基準

**第六十五条** 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

## 第四節 運営に関する基準

## (利用定員)

**第六十六条** 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

## (通所利用者負担額の受領)

**第六十七条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

## (障害児通所給付費の額に係る通知等)

**第六十八条** 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に對して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

**第六十九条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害

児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

#### (運営規程)

**第七十条** 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

#### (準用)

**第七十一条** 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条から第五十五条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

### 第四章 放課後等デイサービス

#### 第一節 基本方針

**第七十二条** 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準 (従業者の員数)

**第七十三条** 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ又は口に定める数以上

イ 障害児の数が十以下のもの 二以上  
ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことにより一を加えて得た数以上

#### 二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものを行わなければならない。  
4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。  
5 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

**第七十四条** 第八条及び第九条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

#### 第三節 設備に関する基準

**第七十五条** 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。  
3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四節 運営に関する基準 (利用定員)

**第七十六条** 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。  
(通所利用者負担額の受領)

**第七十七条** 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

**（準用）**

**第七十八条** 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで及び第七十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十八条において準用する第七十条」と、第十七条中「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

## 第五節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

**第七十九条** 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行いう時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の

合計数が、又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ又は口に定める数以上

イ 障害児の数が十以下のもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すこととに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

（設備）  
2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービス

であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。  
（設備）

**第八十条** 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行いう場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならぬ。  
（設備）  
3 第一項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

（準用）  
3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

**第八十一条** 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで、第六十条、第六十一条、第七十条、第七十二条、第七十六条及び第七十七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

## 第五章 保育所等訪問支援

（従業者の員数）

**第八十二条** 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」といいう。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行いうものでなければならない。

（従業者の員数）

第一節 基本方針  
第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第八十三条** 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」）

という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

**第八十四条** 第八条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第八十三条第一項第一号に掲げる訪問

支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

**第八十五条** 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第四節 運営に関する基準 (身分を証する書類の携行)

**第八十六条** 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

育所等訪問支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

### （運営規程）

**第八十八条** 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、規則に定める事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

（準用）

**第八十九条** 第十三條から第二十三條まで、第二十五条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十五条まで、第四十九条から第五十条まで、第五十一條第一項及び第五十二条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十七条」とあるのは「第八十八条」と、第十七条中「いう。第五十一条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

**第六章 多機能型事業所に関する特例**  
(従業者の員数に関する特例)

**第九十条** 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第六十三条、第七十三条第一項から第三項まで並びに第八十三条第一項の規定の適用については、第六条

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保



理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第二十九条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第七十三条第一項第一号イ及び口中「十」とあるのは「十五」とする。

3 整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定を受けたものとみなされている者に対する第七条第一項第二号イ及び第三項第一号の規定を適用については、当分の間、同イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計數以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上」とあるのは

「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ二以上」とする。  
~~~~~  
指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

大分県条例第六十九号  
指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

## 目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
- 第一節 人員に関する基準（第五条）
- 第二節 設備に関する基準（第六条）
- 第三節 運営に関する基準（第七条～第五十二条）
- 第三章 指定医療型障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。
- 二 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。
- 三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
- 四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- 五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。  
(申請者の要件)
- 第三条 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十二条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第四章 雜則（第五十九条）

附則

## 第一章 総則 (趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第二項において準用する法第二十二条の五の十五第二項第一号並びに法第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)  
第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。

二 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。

三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により、障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

## (指定障害児入所施設等の一般原則)

**第四条** 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、

障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、こ

れに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格

を尊重し、常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府

県、市町村（特別区を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一

項に規定する障害福祉サービス（第四十六条において「障害福祉サービス」という。）を行

う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、

虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者

に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

**第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準****第一節 人員に関する基準**

**第五条** 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、そ

れぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を入れ

所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託

する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一 嘴託医 一以上

二 看護師 イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は

ロに定める数

イ 主として自閉症を中心とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」とい

う。）を入れさせる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十で除して

得た数以上

ロ 主として肢体不自由のある児童を入れさせる指定福祉型障害児入所施設 一以上

三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年

大分県条例第六十一号。第六号において「児童福祉施設基準条例」という。）第三十条

第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数（1）から（3）までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の

区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める数

（1） 主として知的障害のある児童を入れさせる指定福祉型障害児入所施設 通じてお

おむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入れさせる

指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）

（2） 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項第二号及び第四項において同

じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。次条第二項第三号において同じ。）

（次条第一項において「盲ろうあ児」という。）を入れさせる指定福祉型障害児入所

施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十

三条第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害

児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（三十五人以下の障害児を入れ

させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上）

（3） 主として肢体不自由のある児童を入れさせる指定福祉型障害児入所施設 通じてお

おむね障害児の数を三・五で除して得た数以上

六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準条例第七十三条第一項に規定する児童発

達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一以上

ハ 保育士 一以上

四 栄養士 一以上

五 調理員 一以上

六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準条例第七十三条第一項に規定する児童発

達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入れさせる指定福祉型障害児入所

施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要が

あると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指

導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 第一項各号（第一号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害

児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない

場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の

社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一

項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。）の指定を受け、か

つ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（障害者総合支援法第五条第一項に規定する施

設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

る。

**第六条** 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものには医務室を、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲ろうあ児を入所させるものには医務室及び静養室を設けなければならない。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）

二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、四人以下とすること。

二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当た

りの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第一項及び第二項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項及び第二項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

**第二節 設備に関する基準**

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスと同一の施設において一体的に提供している場合については、

指定障害者支援施設基準条例第九条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第三節 運営に関する基準

#### （内容及び手続の説明及び同意）

**第七条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込を行つた入所給付決定保護者（以下「利用申込者」といいう。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十四条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

#### （提供拒否の禁止）

**第八条** 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではならない。

#### （あっせん、調整及び要請に対する協力）

**第九条** 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対する協力をしなければならない。

#### （サービス提供困難時の対応）

**第十一条** 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

#### （受給資格の確認）

**第十二条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給

付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認するものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

**第十二条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第十三条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

**第十四条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

**第十五条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次項において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに県に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

**第十六条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

**第十七条** 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を請求することができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであつて、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対する説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

（入所利用者負担額の受領）

**第十八条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定福祉型障害児入所施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（入所利用者負担額に係る管理）

**第十九条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下この条において「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。



(指導、訓練等)

**第二十五条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて指導、訓練等を行わなければならぬ。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならぬ。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

**第二十六条** 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成等による児童の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、食育の推進のため、責任者を設置し、食育の計画を定める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第二十七条** 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保

護者の同意を得て代わって行わなければならない。

**第二十八条** 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

2 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

| 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断 |
|------------------------|-------------------------|
| 障害児が通学する学校における健康診断     | 定期の健康診断又は臨時の健康診断        |

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時の対応)

**第二十九条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行つているときには、障害児に病状の急変が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第三十一条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けた

ときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定める方法により管理しなければならない。

(入所給付決定保護者に関する都道府県への通知)

**第三十二条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

**第三十三条** 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

**第三十四条** 指定福祉型障害児入所施設は、規則で定める施設の運営についての重要な事項に関する運営規程（第四十条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(勤務体制の確保等)

**第三十五条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によつて指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第三十六条** 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第三十七条** 指定福祉型障害児入所施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項により策定し、又は整備した具体的な計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時ににおける入所者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、災害時に他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第三十八条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

**第三十九条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

**第四十条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第四十一条** 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- (虐待等の禁止)

**第四十二条** 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第四十三条** 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(利益供与等の禁止)

**第四十六条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者等（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対しても当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

**第四十七条** 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

- 5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

(情報の提供等)

**第四十五条** 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

**第四十八条** 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めなければならぬ。

(事故発生時の対応)

**第四十九条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十一条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第五十二条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

### 第三章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

#### 第一節 人員に関する基準

第五十三条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める員数を置かなければならない。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる従業者

同法に規定する病院として必要とされる数

二 児童指導員及び保育士 イからハまでに定めるとおりとする。

イ 児童指導員及び保育士の総数 (1)又は(2)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分

に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 主として自閉症児を入れさせる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害

児の数を六・七で除して得た数以上

(2) 主として肢体不自由のある児童を入れさせる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

三 心理指導を担当する職員 一以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

四 理学療法士又は作業療法士 一以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

五 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項各号に掲げる従業者（ほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならぬ。）

3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第五項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。次条第五項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第五十一条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第二節 設備に関する基準

第五十四条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。

二 訓練室及び浴室を有すること。

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かることができるもの。

一 主として自閉症児を入れさせる指定医療型障害児入所施設 静養室

二 主として肢体不自由のある児童を入れさせる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設

備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

4 第一項各号及び第二項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第二号及び第二項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準条例第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第三節 運営に関する基準

#### （入所利用者負担額の受領）

**第五十五条** 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

#### 一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

#### 二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

#### 4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。  
(障害児入所給付費の額に係る通知等)

**第五十六条** 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知し

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援による費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

#### （協力歯科医療機関）

**第五十七条** 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるもの）を除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

#### （準用）

**第五十八条** 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十八条まで、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条から第四十九条まで、第五十一条及び第五十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十七条第二項中「次条」とあるのは「第五十五条」と、第二十九条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十二条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十七条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

### 第四章 雜則

#### （委任）

**第五十九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 平成二十三年六月十七日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限り、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知する。）であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築

される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第六条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同項第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とし、同項第三号の規定は適用しない。

3 平成二十四年四月一日前から存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第六条第三項の規定は適用しない。